

5 茅監第 2 6 号  
令和 5 年 8 月 2 1 日

茅ヶ崎市長 佐藤 光 様

茅ヶ崎市監査委員 森 誠一  
同 成田 博隆  
同 伊藤 素明

令和 4 年度茅ヶ崎市健全化判断比率の審査について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 1 9 年法律第 9 4 号）第 3 条第 1 項の規定により、審査に付された令和 4 年度茅ヶ崎市健全化判断比率を審査したので、別紙のとおり意見を提出します。

（事務担当 監査事務局監査担当）

## 1 審査の対象

令和4年度茅ヶ崎市健全化判断比率

- (1) 実質赤字比率
- (2) 連結実質赤字比率
- (3) 実質公債費比率
- (4) 将来負担比率

## 2 審査の期間

令和5年7月21日から令和5年8月20日まで

## 3 審査の方法

健全化判断比率の審査を、次の方法により行いました。

- (1) 算定の基礎となる事項を記載した書類の計数が正確かの確認
- (2) その計数によって比率が正確に算定されているかの確認
- (3) 関係職員の説明聴取

## 4 審査の結果

- (1) 総合意見

ア 審査に付された令和4年度茅ヶ崎市健全化判断比率について、その算定の基礎となる事項を記載した書類を確認したところ、いずれも適正に作成され、記載された計数は正確なものであると認めます。

イ 審査に付された令和4年度決算に基づく健全化判断比率は、記載された計数により適正かつ正確に算定されていることを認めます。

健全化判断比率は、次表のとおりです。

| 健全化判断比率       | 4年度<br>(%) | 3年度<br>(%) | 早期健全化基準<br>(%) | 備 考      |
|---------------|------------|------------|----------------|----------|
| 実 質 赤 字 比 率   | —          | —          | 11.34          | 実質赤字なし   |
| 連結実質赤字比率      | —          | —          | 16.34          | 連結実質赤字なし |
| 実 質 公 債 費 比 率 | 2.8        | 1.9        | 25.0           |          |
| 将 来 負 担 比 率   | 24.7       | 33.8       | 350.0          |          |

## (2) 個別意見

### ア 実質赤字比率について

令和４年度の実質赤字比率は、一般会計等の実質収支額が黒字であるため、実質赤字額がなく、実質赤字比率はマイナス15.98%で、早期健全化基準の11.34%を下回っています。

### イ 連結実質赤字比率について

令和４年度の連結実質赤字比率は、全ての会計の実質収支額及び資金剰余額を合算した結果、連結実質赤字額がなく、連結実質赤字比率はマイナス33.52%で、早期健全化基準の16.34%を下回っています。

### ウ 実質公債費比率について

令和４年度の実質公債費比率は2.8%で、前年度の1.9%と比較すると、0.9ポイント上昇し、悪化していますが、早期健全化基準の25.0%を下回っています。

### エ 将来負担比率について

令和４年度の将来負担比率は24.7%で、前年度の33.8%と比較すると、9.1ポイント下降し、改善しており、早期健全化基準の350.0%を下回っています。

## (3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はありません。

5 茅監第 2 7 号  
令和 5 年 8 月 2 1 日

茅ヶ崎市長 佐藤 光 様

茅ヶ崎市監査委員 森 誠一  
同 成田 博隆  
同 伊藤 素明

令和 4 年度茅ヶ崎市資金不足比率の審査について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 1 9 年法律第 9 4 号）第 2 2 条第 1 項の規定により、審査に付された令和 4 年度茅ヶ崎市資金不足比率を審査したので、別紙のとおり意見を提出します。

（事務担当 監査事務局監査担当）

## 1 審査の対象

令和4年度茅ヶ崎市資金不足比率

- (1) 公共下水道事業会計
- (2) 病院事業会計

## 2 審査の期間

令和5年7月21日から令和5年8月20日まで

## 3 審査の方法

資金不足比率の審査を、次の方法により行いました。

- (1) 算定の基礎となる事項を記載した書類の計数が正確かの確認
- (2) その計数によって比率が正確に算定されているかの確認
- (3) 関係職員の説明聴取

## 4 審査の結果

- (1) 総合意見

ア 審査に付された公共下水道事業会計並びに病院事業会計の令和4年度茅ヶ崎市資金不足比率について、その算定の基礎となる事項を記載した書類を確認したところ、書類はいずれも適正に作成され、記載された計数は正確なものと認め、その計数により適正かつ正確に算定されていることを認めます。

イ 算定の結果、いずれの会計も資金不足を生じていないため、資金不足比率は計上されませんでした。

資金不足比率は、次表のとおりです。

| 区 分         | 資 金 不 足 比 率  |              |                | 備 考    |
|-------------|--------------|--------------|----------------|--------|
|             | 4 年 度<br>(%) | 3 年 度<br>(%) | 経営健全化基準<br>(%) |        |
| 公共下水道事業会計   | —            | —            | 20.0           | 資金不足なし |
| 病 院 事 業 会 計 | —            | —            | 20.0           | 資金不足なし |

## (2) 個別意見

令和4年度茅ヶ崎市資金不足比率については、公共下水道事業会計、病院事業会計ともに、経営健全化基準の20.0%を下回っており良好な状態にあると認めます。

公共下水道事業会計については、経営の健全性を示す経常収支比率は、健全性の水準とされる100%を継続して上回っているものの、前年度と比べると6.5ポイント下降しています。電気料金の高騰が経営に大きな影響を与えている状況に鑑み、今後の社会情勢の動向を注視しながら、適切な経営に努めてください。

## (3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はありません。